

平成27年  
1月から



# 70歳未満の高額療養費制度の自己負担限度額が変更になります

医療費の自己負担割合は通常3割ですが、重い病気で入院したときなど、自己負担が高額になることがあります。このような場合、自己負担が高額になりすぎないように、医療費の自己負担額には上限が設けられています。この上限額を「自己負担限度額」と言い、限度額を超えた場合は超過分が高額療養費として支給されます。

この限度額は、現在は所得に応じて3区分に分けて計算されていますが、平成27年1月からは5区分に細分化され、さらに負担能力に応じた負担とする観点から限度額も変更になる人がいます。

## ◆平成26年12月診療分まで

70歳未満	月単位の自己負担限度額
上位所得者 (標準報酬月額53万円以上)	150,000円+ (医療費-500,000円)×1% ※多数該当の場合83,400円
一般所得者 (上位所得者・低所得者以外)	80,100円+ (医療費-267,000円)×1% ※多数該当の場合44,400円
低所得者 (住民税非課税)	35,400円 ※多数該当の場合24,600円

## ◆平成27年1月診療分から

70歳未満	月単位の自己負担限度額
標準報酬月額83万円以上	252,600円+(医療費-842,000円)×1% ※多数該当の場合140,100円
標準報酬月額53~79万円	167,400円+(医療費-558,000円)×1% ※多数該当の場合93,000円
標準報酬月額28~50万円	80,100円+(医療費-267,000円)×1% ※多数該当の場合44,400円
標準報酬月額26万円以下	57,600円 ※多数該当の場合44,400円
低所得者 (住民税非課税)	35,400円 ※多数該当の場合24,600円

★当健保組合は付加給付により、上記による自己負担額からさらに30,000円を超えた額が自動的に払い戻されます。

※多数該当とは、12カ月間の間に同一世帯で3カ月以上高額療養費に該当した場合に、4カ月目を降から適用される自己負担限度額です。  
 ※暦上の1カ月(1日~末日)で同一医療機関での医療費を合算します(ただし同一医療機関でも、入院と外来、医科と歯科は別々に計算します)。  
 ※健康保険適用外の治療や入院時の食事療養に要する標準負担額、差額ベッド代などは対象外です。

### 窓口での自己負担を軽減したい…

## そんなときは「限度額適用認定証」の申請を

高額療養費は、被保険者に支給されるまでに最低3~4カ月かかるため、一時的ではありますが、高額療養費分を立て替えて、窓口で支払わなければなりません。

そんなときは、「健康保険限度額適用認定証」を医療機関に提示すると、窓口での支払いを自己負担限度額までに抑えることができます。限度額適用認定証は、事前に当健保組合に申請することで交付されます。

### ●限度額適用認定証の申請方法

「健康保険限度額適用認定申請書」\*をご記入のうえ、当健保組合にご提出ください。

\*申請書は、当健保組合ホームページからダウンロードできます。

<http://www.gangukenpo.or.jp/>

玩具人形健保

検索

